

指定居宅介護支援事業所 管理者 様

久留米市長 大久保 勉
(担当:健康福祉部介護保険課)

訪問介護(生活援助中心型)の回数が多いケアプランの届出について(通知)

平素より久留米市の保健福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成30年10月より、指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)第13条第18号の2の規定に基づき、厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付けた居宅サービス計画の市町村への届出が新たに義務付けられたことから、下記のとおり提出書類等につきまして通知いたします。

記

1 厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護

訪問介護(生活援助中心型サービス)の回数(1月あたり)

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基準回数	27回	34回	43回	38回	31回

※上記の回数には、身体介助に引き続き生活援助が中心である訪問介護を行う場合(生活援助加算)の回数を含みません。

2 届出の時期及び期限

平成30年10月1日以降に、居宅サービス計画を作成又は変更した月の翌月の末日

〈例〉10月に作成又は変更した居宅サービス計画のうち、上記の回数以上の訪問介護を位置付けたもの
→ 11月末日までに届出が必要

※「作成又は変更した居宅サービス計画」とは、利用者の同意を得て交付したものを。

3 提出書類

(1) 訪問介護の生活援助が規定回数を超える対象者についての届出について

(2) 基本情報の写し

(3) アセスメント表の写し

(4) 居宅サービス計画書(1)「第1表」の写し

(5) 居宅サービス計画書(2)「第2表」の写し

(6) 週間サービス計画書「第3表」の写し

(7) サービス担当者会議の要点「第4表」の写し

(8) 居宅介護支援経過「第5表」の写し

(生活援助中心型の訪問介護を位置付けるに至った経緯及び当該サービスの利用が継続して必要である理由を記載したページのみ提出で可)

(9) サービス利用票「第6表」の写し

(10) サービス利用票別表「第7表」の写し

(11) 訪問介護計画書の写し

(指定居宅介護支援事業所(介護支援専門員)が訪問介護事業所から提供を受けたもの)

4 提出方法及び提出先

郵送もしくは直接持参にて下記へ提出してください。(郵送の場合、提出期限内必着)

久留米市 健康福祉部 介護保険課(市役所本庁6階)

【郵送用ラベル】

〒830-8520 久留米市城南町15-3

久留米市 健康福祉部介護保険課

育成・支援チーム 行

ケアプラン在中

5 その他

- ・届出内容について、問い合わせる場合があります。「訪問介護の生活援助が規定回数を超える対象者についての届出について」に記載する電話番号は連絡のつく電話番号を記載してください。
- ・点検結果については後日、文書によりお知らせする予定です。
- ・必要に応じ追加の資料を求める場合があります。

6 様式掲載場所

久留米市ホームページ ><http://www.city.kurume.fukuoka.jp/>

<国通知>

- ・「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」の公布について(平成30年5月10日老振発0510第1号)介護保険最新情報 Vol.652
- ・「平成30年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(平成30年3月23日)」の送付について(平成30年3月23日 厚労省事務連絡)介護保険最新情報 Vol.629)

【問合せ先】

久留米市 健康福祉部 介護保険課 育成・支援チーム

〒830-8520 久留米市城南町15-3

Tel : 0942-30-9247 Fax : 0942-36-6845

E-mail : kaigo@city.kurume.fukuoka.jp